

令和7年度 第1回 阪南市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

●開催日時

令和7年7月16日（水）午後2時00分～3時00分

●開催場所

阪南市教育支援センター 会議室

●出席者

【委員】（会長、50音順）

<会長>

石原 慎 阪南市教育委員会事務局 学校教育課長

<委員>

神木 亜美 貝塚子ども家庭センター 相談対応第一課長

戸崎 美津弘 阪南市人権推進課長

中山 美和 大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV

西井 裕也 泉南警察署生活安全課 少年係長

濱井 英洋 阪南市立中学校長代表 飯の峯中学校長

【事務局】

両口 通寛、田中 昌頼 阪南市教育委員会事務局 学校教育課

●欠席者 高木委員、工藤委員

●傍聴者：0名

●次第

1. 開会

2. 委員紹介

3. 会長あいさつ

4. 議題

（1）令和6年度 いじめ認知件数等について

（2）この間、各機関が対応したいじめや子どもに係る事案等について

（3）関係機関との連携が効果的だと考えるいじめ事案等について

(4) その他

5. 閉会

次第1. 開会

事務局

皆さま、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第1回 阪南市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の進行につきましては、次第にもとづき、そこにお示ししている流れで進めてまいりたいと存じます。

次第2. 委員紹介

事務局

それでは、次に、委員紹介に移ります。

本日、人事異動等で昨年度より替わられた委員もおられますし、年度始めの第1回となりますので、事務局より、委嘱させていただいている委員のみなさまを50音順にご紹介させていただきます。

まず始めに、阪南市教育委員会事務局学校教育課 石原 慎 課長です。

続いて、大阪府貝塚子ども家庭センター 相談対応第一課 神木 亜美 課長、阪南市人権推進課戸崎 美津弘 課長、大阪府スクールソーシャルワーカーSVの中山 美和 SSW、泉南警察署生活安全課 少年係 西井 裕也 係長、昨年度までは徳山係長にご参加いただいておりますが、この度人事異動で西井係長が泉南署少年係長として赴任されたので、委嘱させていただいております。最後に、阪南市立中学校長代表 飯の峯中学校 濱井 英洋 校長となります。なお、大阪府貝塚子ども家庭センター神木課長におかれましては、本会が交通費の支給ができないことにより、オンラインにてご参加いただいております。

欠席は、2名であり、本日は、全8名の委員のうち6名の出席をいただいております。出席者は過半数に達しているため、本会は定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次第3. 会長あいさつ

事務局

続いて、本会の会長につきましては、阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条1項により、本会議の会長は互選により選出するとなっております。今回の委嘱期間は、学校教育課 石原課長が選出されていますので、引き続き

き会長を務めていただいていますので、お知りおきください。

ありがとうございます。では、石原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。これまでのいじめ問題対策連絡協議会においても、関係機関のみなさまからいただいたご意見から、学校が参考とさせていただき部分をピックアップし、小中学校の生徒指導担当者や管理職へその都度伝えております。

また、本協議会の会議録は、ホームページにて公開するとともに、教育委員会でも報告し、意見をいただいています。いじめについては、教育委員のみなさまの関心も大きく、本会の内容について質問等が出ることがあります。どうしても、学校現場が中心となるような話題、話の流れとなってしまいますが、学校だけでは対応が難しい事案や文科省や大阪府教育庁から、関係諸機関と適切に連携をとって対応するよう言われておりますので、本会で協議して、いじめに適切に対応できるようご協力いただければと存じます。

短時間ではありますが、よろしくお願いします。

次第4. 議題

議題1 令和6年度 いじめ認知件数等について

事務局

本市では、「会議の公開に関する指針」にもとづき、原則、会議を公開することとしております。本日は傍聴者がありません。

また、会議録につきましては、事務局が要旨をまとめ、委員のみなさま、会長にご確認いただいた後、本市ウェブサイトにも掲載させていただきますので、ご了承願います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

会 長

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議題1「令和6年度 いじめ認知件数等」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料をご覧ください。表にいじめの認知件数の推移がわかるようにお示ししています。令和5年度の小中学校の合計と比較しますと令和6年度は、小中学校ともに増加しています。

表の下にあるグラフは、いじめ認知件数の千人率の推移を表したものです。令和5年度と比較すると、国の調査の千人率は小学校で96.5、市の調査では137.9なので、国よりも積極的に認知していることがうかがえます。

また、中学校では、国の調査は38.1に対し市の調査では37.1となっており、国と比較しても認知数に大きな差はありませんでした。

ただ、都道府県単位でみると、認知件数には大きな差がみられます。阪南市の中でも、学校によって認知件数の差があるので、いじめに対するアンテナを高く保てるよう、市教委から各生徒指導担当者へ伝え、校内での研修を充実させて欲しいと思っています。令和6年度のいじめ認知件数の千人率は、国・府ともにまだ発表されていませんので、市だけ示しております。小学校で162.6、中学校では65.1となっており、積極的に認知していることがうかがえます。学校には、積極的に認知できていることを感謝しています。ただ、認知したいじめは解消に向けて組織的に取り組み、確実に解消していくことを伝えていきます。

会長 令和6年度のいじめ認知件数等について報告してもらいましたが、市としては学校が積極的に認知できていると捉えています。令和6年度の各校でのいじめ認知について、学校ではどう感じていますでしょうか。また、解消について、難しい点や難しかった事案はありましたでしょうか。

委員 先生方はいじめへのアンテナの感度を高く保ってくれていると感じています。難しい案件ということではありませんが、いじめは認知することが目的ではなく、早期発見し、いじめをなくしていくことが目的であると先生方に伝えていきます。先ほど、事務局が言っていたように、認知したいじめは確実に解消をめざすことを徹底したいと考えています。しかし、解消が難しいケースは少ないですが、実際にあった場合、時間はかかっても、解消のために取り組んでいきます。

難しいという表現は当てはまらないかもしれないですが、被害側の保護者がもうこれ以上指導等しないで欲しいと言われることがあります。そういう時は、学校が動きづらいことがあります。なぜ、保護者がそのように言うのか、逆恨みを恐れているのか等を聞き取り、学校としてこうしていきたいという考えをまっすぐ伝え、保護者の理解を得ながら取り組んでいきたいと思っています。

会長 学校からスクールソーシャルワーカーへ相談されたケースで、難しいケースはありましたか。

委員 校内ではなく、放課後の地域であったいじめについては、学校が掴んだり、子どもたちから聞き取ったりする前に保護者から連絡をいただく場合があります。先生方が聞き取る前に、被害側の児童生徒が学校へ行きたくないとなっており、聞き取りなどが難しい事案がありました。

会 長	<p>教育委員会への教育相談の中にも、本人の気持ちを聴き取ったり、本人と話し合ったりすることができていない状況で、保護者から連絡が入ることがあります。心配される保護者心情は理解できます。まずは、学校で聴き取って、事実関係を確認しながら進める必要があります。</p> <p>議題 1 について、他に何かご意見や質問はないでしょうか。</p>
委 員	<p>大阪府人権協会の会議に参加し、テーマがいじめでした。紹介される事例に、いじめの解消のことを取りあげたものがありました。うまく解消できたケースもありましたが、実際は、解消までに苦労されたケースやもやもやが残ったケースなどもあると思います。事務局にお尋ねしますが、どのように解消したかということは把握されていますか。</p>
事 務 局	<p>いじめ 1 件 1 件をどのように解消したのかまでは把握していませんが、各校が、校内のいじめ対策組織で対応や指導を考え、見守り、解消に向けて取り組んでいます。また、件数だけですが、解消している件数、未解消の件数は学期末に確認しています。さらに、毎月、いじめ認知件数やその概要を学校から報告を受けています。いじめの内容によっては、教育委員会と学校が協議し、共に考えていく事案もあります。</p>

議題 2 この間、各機関が対応したいじめや子どもに係る事案等について

会 長	<p>続いて、議題 2 へ移ります。この間、各機関が対応したいじめや子どもに係る事案等について、個人情報のこともありますので、共有できる範囲での情報共有ができればと思っています。この間と言っても具体的ではないので、令和 7 年になってからとさせていただきます。</p> <p>この間、関係機関へ相談した事案について何かございますでしょうか。</p>
委 員	<p>現在の勤務校ではありませんが、性に関わる事案が生起したことがあります。性に関わる事案であれば、通常はいじめよりもさらに配慮することが多くなると考えています。被害側の気持ちを大切に、最優先に考えることはもちろんですが、加害側、被害側双方の保護者の気持ちにも寄り添わないといけません。また、加害側の子どもに対しても、指導するだけでなく、行動のもとになっている考え方や誤った知識などを変えていくことや加害側の保護者の気持ちも考え、関係機関を紹介するなどしました。学校としては、二度と起こさせてはいけないという考えのもと、組織的に対応したというケースがありました。</p>
会 長	<p>スクールソーシャルワーカーとして、本市だけではなく、難しいケースに携わったこ</p>

とはありますでしょうか。

委員 性に関わる事案で言えば、低年齢化していると感じることがあります。阪南市だけではありません。被害の児童がサインを発することがあるので、先生たちがそれを発見していただきたいです。加害側児童生徒については、行った行為、できごとだけに注目するのではなく、なぜそんな行動をしてしまったのか、背景を探って欲しいです。加害側の子どもが、実は他のところでは被害側かもしれません。なぜしたのかを考える意識を持つことで、ただ指導するだけで終わらず、再発防止につながっていくのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。では、この間、子ども家庭センターに相談のあった事案で、印象的な、記憶に残っているというものはありますでしょうか。

委員 一般的な内容となりますが、ひと言で性に関わる事案と言っても、年齢や内容によって、必要な対応には幅があり、ケースバイケースの対応になります。正常な成長発達過程の中の性的な興味や行動の範疇なのか、そうではないのかの判断が必要です。

子ども家庭センターは、要保護家庭に関わるのが主な業務なので、全ての性の事案に関われるわけではありません。学校だけではないですが、気づいた時の大人の初期対応が非常に大事になると思っています。性に関わる事案をタブー視するのではなく、子どもに対して、間違った行動については正しい性の知識を伝えたり、指導したりするなど、子どもの特性や理解に合わせて説明する必要があります。性の感じ方、受け止め方、理解が独特であったり、間違っただけで捉えていたりする子どももいるので、そのことを理解して、訂正したり指導したりすることもあり、当センターが関わる場合も学校からの情報が大切です。

保護者は、被害者側も加害者側も非常にショックを受けます。また、怒りも生まれます。まさかうちの子が、と思うのは双方の保護者ともに感じることです。学校では、そういった保護者の気持ちにも寄り添いつつ、必要な子どもや保護者への対応、関係機関を紹介、教員だけではなく、スクールカウンセラーが面談する等してくださっていると思います。

子ども家庭センターだけでできることは限られていますので、被害届を出すのであれば警察と連携、保護者と児童生徒を分離させることが必要だと感じるものは子ども家庭センターへ相談、医療との連携が必要だと感じたら医療機関と連携というように、連携する関係機関を判断して初期対応に当たっていただけたらと思います。

会長 性に関わる事案について、警察の立場からなにかご意見はございますか。

委員 性被害にあった子どもから、何度も直接聴くということは捜査の観点からするとあまりよくありません。我々は、何度も聴くことはしません。子どもなので、おとなに何度も聴かれる中で、記憶が塗り替えられてしまうことがあります。基本的には詳しく聴かないで、代表者聴取の場で直接聴くことがよいとされています。

会長 その他に、特徴的、印象的なケースはありますか。

委員 学校から相談を受けている中で、同じグループの子たちなのですが、加害被害がコロコロ入れ替わるといことがあるという話がありました。一つひとつ解決を図るけれど、次は、同じグループで違う子が加害になる、以前、加害側だった子が次は被害側になっているというケースがありました。一つひとつ解消していくけれど、やはり、子どもの中には悶々としたものが残っているのかもしれないと思ったケースでした。いじめを認知した場合は、被害側児童生徒はもちろんですが、周りの子たちも継続して見守らないといけないと感じました。

会長 では、いじめに限らず、子どもの事案について、最近の泉南署管内や府内の様子はいかがでしょうか。

委員 非行、触法行為について、令和6年度は前年度比で減少していましたが、令和7年度に入ってから昨年度より増加傾向です。学校から相談を受けた内容としては、物を隠すことが続いた事案や保護者が学校の対応に腹を立て、学校へ乗り込んで教員へ威圧したケース、教員への生徒からの暴力などがありました。先ほど、他の委員から背景を探るといった話が出ていましたが、警察でもトラブルの背景に何があるのか、原因は何かを考え、少年には関わるようにしています。やはり、SNSのやり取りでよくないつながりが生まれていることが多く、そこから大麻や薬物につながってしまうということもあります。

会長 本協議会でも必ずと言ってよいほど話題に挙がっていたのが、SNSに関わるトラブルです。自撮りやネットから勝手に取ってきたものを相手に送って、送られた相手がとても嫌な思いをしたというケースがありました。このようなケースを学校で指導する際、社会ではどのような罪になるのか、を伝えるとするなら、どんなことが言えるか教えていただきたい。また、保護者には、どのようなことを伝えておくとういにかについても助言いただければと思います。

委員	<p>SNSについては、ケースによって罪名は多様になると思います。何かを晒したり、要求したり、児童ポルノ事案等、本当に多様です。保護者に伝えたいことは、まずはフィルタリングのこと。物理的に有害情報をシャットアウトすることです。巻き込まれないように対策することを学校でも保護者には伝えて欲しいです。</p>
会長	<p>学校でのSNS上でのトラブルへの対応や未然防止の取組について、情報モラル教育、外部団体等との連携などについてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>非行防止教室、携帯電話の会社と連携した授業を行っています。子どもたちは大人の行為を見ている。大人がよくない使い方、モラルを守っていない行為があれば子どもも真似をします。SNS上だけでなくいじめはなかなか見つけにくいものなので発見した際はもちろんですが、困っている子どもが相談できるように学校はしていきたいと考えています。</p>
会長	<p>スクールソーシャルワーカーとして、SNSに関わる事案で学校に相談されたらどのような助言をされますでしょうか。</p>
委員	<p>加害側の子が、自分の行為の何が悪いのかをわかりづらいのが、SNSでのいじめの事案で多いと感じています。文字でのやり取りであったり、匿名性であったりということもありますが、相手がどう受け止めるのかの想像力が乏しいと感じることがあります。ネットリテラシーの部分も継続的に取り組む必要があると感じています。ゲストティーチャーに教わっている時に様子を見させてもらったことがありますが、子どもたちは真剣に聴き、良い反応を示していました。しかし、実際の生活の中では、自分がだれかを傷つけてしまう、巻き込まれてしまうかもしれないということ想定して、想像力を働かせて考えられていないと感じます。ゲストティーチャーの話を聴いている時、自分は当事者ではなく、第三者のように聴いてしまっているのかと思いますが、年齢的に1度だけの話では想像力を働かせられるようになるかという難しいと思うので、継続して取り組むことが必要だと思います。</p>
会長	<p>子ども家庭センターは、子育てに係る相談も広く受け付けていると思いますが、話せる範囲で、どのようなケースがあり、どんな対応を行ったのかについてお話しただけですでしょうか。</p>
委員	<p>当センターでは、SNSトラブルをメインにした相談というわけではありませんが、SNSのトラブルをきっかけに犯罪の加害者になったり、被害に巻き込まれたりするなど、保護者の希望により、加害児童や被害児童のご相談を受けることが</p>

あります。先ほど話題になった性的な問題も含まれています。

先ほどの委員と同様で、これを送ったらどうなるのか、相手がどう思うのか、文面から相手が嫌がっていることを読み取れていないことで問題になることがあります。また、不特定多数とつながってしまうアプリでは、相手は素性を隠していますが、SNS上では仲良くなっていると感じてしまうので、実際に会って思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。中には、性的な画像や動画を送ってしまう被害もあれば、送ることでお金を稼ごうとすることもあります。

SNSと関わる問題行動が、犯行為や触法行為に発展して警察で対応いただいた場合には、警察からの通告を受けて、当センターが一時保護や在宅指導、一部は施設入所といった対応をとることがあります。

議題3 関係機関との連携が効果的だと考えるいじめ事案等について

会長 ここまでお話しをいただいた中にも、学校が関係機関と連携して対応してきたケースがありました。学校が、いじめに限らず、子どもへの指導の面や保護者との関係の面などで関係機関と連携することで効果的になるだろう、というのはどのようなケースでしょうか。具体的なケースでなくてかまいませんので、ご意見を頂けたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員 外国籍の児童生徒が増えています。文化や考え方が違うので、戸惑うことはあります。子どもたちの文化、それにもとづく考え方や行動は、その家庭で身に付くもので、その国の大切な文化でもあるので、指導が必要なことが生じた際に非常に配慮が必要だと感じています。そういう場合は、通訳の方に入っただき、言葉を通訳してもらっただけでなく、文化等についても教えてもらいながら、その子どもの行動の背景にある文化等を理解しながら指導するように心がけています。

委員 外国籍の子の場合は、行動や発言の背景にある、何故そうしたのかを考える中に文化の違いも含まれるのでより複雑かもしれませんが、当事者である子どもは、ほとんどが家庭の都合で急に渡日し、言葉の通じない教室で過ごしていることのストレスはあるだろうと思います。行動だけを見るのではなく、先ほどとも重なりますが、なぜその行動をしてしまうのかを考えて欲しいです。その理由に、急な渡日によるストレスなどが見られた際には、保護者にも伝え、家庭でもケアしてもらう必要があると感じています。

会長 外国籍の子どものことで、子ども家庭センターで取り扱う事案についてはいかが

でしょうか。

委員 当センターでも外国にルーツを持つご家庭への対応が増えています。その中で虐待に対応する場合であっても保護者の気持ちを汲み取り、文化について知ろうと努めながら、日本ではダメだというルールを伝えると理解を得られることが多いと感じています。保護者の気持ちを汲み取るためには、どうしても通訳が必要です。学校などで日ごろからご家庭の支援に入ってもらっている通訳者にサポートしてもらうことがあり、連携が重要だと感じています。言葉を訳すだけでなく、保護者と信頼関係ができている通訳者だから聴き出せることもあり、保護者の気持ちも汲みながら、日本のルールを説明してもらえるので、非常に大切な存在で助かっています。

会長 ありがとうございます。性に関わる事案から、外国籍のお子さんの話まで様々なケースについてお話を聴くことが出来ました。また、関係機関と連携することが効果的なケースについても知ることが出来ました。今後とも、子どもたちの健全な育成のために、いじめを早期に発見し、解消するために学校との連携や学校への助言をお願いできればと思っています。よろしく願いいたします。

次第3. 閉会

会長 本日の議題は、すべて終了しましたので会議を終了いたします。では、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 皆様、お疲れさまでした。円滑な会議運営にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

終了